

判 定 表

別表（第2条関係）

判定項目	判定基準項目	該当の項目に○をして下さい。
住宅以外の建物又は場所に居住している者	工場、倉庫などの非住宅に居住している者	
	非住宅を転用した住宅に居住している者	
保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者	借家が耐用年数を超え老朽等により修理不可能な住宅に居住している者	
	持家が耐用年数を超え老朽化し大修繕が必要な住宅に居住している者	
	騒音、悪臭等の影響が、日常生活に支障をきたす住宅に居住している者	
	日当たりが悪く、日中も暗く電灯が必要な住宅に居住している者	
他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者	ひとつの住宅に2世帯以上同居している者 (直系親族を除く)	
	親族と同居しているが苦痛が甚大な者	
住宅がないため、親族と同居することができない者	配偶者（婚約者を含む。）又は扶養を要する親族が別居している者	
	親子、兄弟と別居している者	
住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風致上不適当な居住状況にある者	台所又はトイレを他の世帯と共同で使用している者	
	1つの部屋又は間仕切り不完全な所に2夫婦以上が居住している者	
	夫婦と12歳以上の者が1つの部屋に就寝している者	
	1つの部屋に12歳以上の異性兄弟が就寝している者	

	1つの部屋に12歳以上の同性兄弟が就寝している者	
正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者	家主から立退き要求を受けている者 (自己の責によるものを除く。)	
	競売により立ち退き要求を受けている者	
住宅がないため、勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者	通勤距離が20キロ以上又は通勤時間が30分以上かかる者	
毎月の収入に比して、著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者	毎月の家賃が月収額の30パーセント以上である者	
	毎月の家賃が月収額の20パーセント以上である者	
住宅に困窮していることが明らかな者	20歳未満の子を扶養している配偶者のない者	
	引揚者	
	老人 60歳から69歳までの者	
	老人で配偶者がいる者 70歳以上の者	
	老人で同居親族に18歳未満の児童がいる者 60歳から69歳までの者	
	老人で、同居親族に精神上若しくは身体上の障がいを有する者 70歳以上の者	
	障がい者で、規則で定める要件に該当する者	
	現に同居し、又は同居しようとする親族に障がい者がいる者	

低額所得者で速やかに町営住宅に入居が必要な者（所得が1万円以下）	
中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。）を卒業し、又は修了するまでの児童と同居する者	
18歳未満の児童が3人以上の世帯	
5人以上の世帯（入居予定世帯が）	
ハンセン病療養所入所者等	
配偶者暴力防止法の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者又は一時保護を受けている者	
配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設又は母子生活支援施設に入所している者	
戦傷病者	
原子爆弾被爆者	
生活保護被保護者	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律により支援給付を受けている者	

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

住　　所 _____

氏　名 _____ 印